仕 様 書

(趣旨)

- 第1 森林病害虫等駆除事業で行う駆除の実施について、作業の仕様を定めるものとする。 (安全管理)
- 第2 作業員は、自己の能力以上の無理な作業は避け、常に災害防止に努めるものとする。
- (1) 作業員の服装
 - ア 保安帽は、必ず着用すること。
 - イ 履物は、滑らない、足にあった丈夫なものを履くこと。
 - ウ 呼笛は、必ず携帯すること。
- (2) 作業用具の点検と取扱いについて
 - ア 作業用具は、常に整備点検し、正常な状態にしておくこと。
 - イ 作業用具は、安全な場所を定めて整理整頓し、移動の際はチェンソー等の刃部にはカバーをかけること。
- (3) 作業地区では、常に火災予防に心がけ、マッチ・タバコなどの後始末を完全にすること。
- (4) 作業区域に接続する道路等には、交通の妨げとならないよう、必要に応じて立て看板を 設置すること。
- (5) 労働安全衛生規則等関係諸法規等を遵守し、諸手続きを行うこと。

(被害木の処理)

- 第3 被害木の処理方法は、駆除対象木を伐倒したのち、薬剤くん蒸処理によるものとする。
 - (1) 伐倒及び玉切り作業は、次によるものとする。
 - ア 伐倒は、周囲の地形及び地物の状況を勘案してもっとも安全で、その後の作業が容易と なるよう行うこと。
 - イ 被害木を伐倒し、集積しやすいよう末木、枝条を含めて全て1mの長さに玉切りすること。
 - ウ 伐り高は、地際から20cm以下とすること。
 - (2) 集積及び搬出作業は、次によるものとする。
 - ア 搬出する被害木の集積場所は、極力少数とすること。
 - イ 搬出する枝条は、適宜結束し、飛散等のないようにすること。
 - ウ 直径2 c m以上の末木、枝条を全て集積し、その上に玉切りした被害材を集積すること。
 - (3) 薬剤くん蒸処理は、次によるものとする。
 - ア 集積は、薬剤のガス化効率を十分に確保するために、できるだけ日光の当たる場所を選 ぶこと。
 - イ 薬剤くん蒸処理による殺虫効果を高めるため、集積する際は枕木を使用すること。
 - ウ やむを得ず傾斜地に集積する場合は、はい積が崩れないよう杭を打ってから、集積する - レ
 - エ はい積は、最初に枝条を集積し、その上に丸太を集積すること。
 - オ 直径2 c m以上の残材、枝条についても林地に放置せず集積すること。
 - カ 被覆は、厚さ0.1mm以上の薬剤くん蒸用生分解シートを使用し、裾押えは、原則と

して厚さ10 c m以上の覆土により隙間無く密閉し、ガス漏れが無いようにすること。

- キ 薬剤くん蒸処理中は、シート等が被覆した枝条等により破れることがないよう<u>面取り処</u> 理をするなど注意すること。
- ク シート等が破れた場合は、ガムテープ等で必ず塞ぐこと。
- ケ 使用する農薬は、農薬登録されたNCS又はキルパーを使用するものとし、NCSにおいては、薬剤くん蒸材積1立方メートルあたり原液1リットル以上、キルパーにおいては、薬剤くん蒸材積1立方メートルあたり原液0.75リットル以上を使用すること。
- コ 使用する農薬は、農薬登録における使用方法、使用上の注意事項を遵守し、安全な管理 ・使用に努めるものとする。
- サ 薬剤くん蒸処理の期間は、14日間以上とすること。
- シ薬剤くん蒸処理中は、はい積にその旨を表示するなど、第三者に対し注意を促すこと。
- ス 薬剤くん蒸処理作業時には、ゴム手袋やマスク等を着用し、ガスの吸引や皮膚への付着 を未然に防止すること。
- セ シートを開封する際には、風上側に立ち、風下に人がいないことを確認の上行うこと。
- (4) 被害木の材積は、次により算定するものとする。

駆除対象立木の毎木調査を行う。

被害木材積=立木幹材積×1.2

数量の単価は、立法メートルとする。数量の単位以下の端数は、施行箇所ごとにその計において、単位以下3位を四捨五入して2位にとどめるものとする。

(薬剤及び資材受払簿の整備)

第4 受託者は、薬剤、資材の購入及び使用について、薬剤・資材等受払簿(様式第5号)及び 証拠書類を整備し、発注者へ提出することとする。

(作業記録写真の整備)

第5 受託者は、施行箇所の全景について、被害木の処理について、作業前、作業中、作業後の 状況写真を全部の駆除木ごとに、また材料検収・使用に係る写真を撮ったものを整備し、発注 者へ提出することとする。

(関係書類の整理)

- 第6 受託者は、作業に係る日誌及び出役簿等の書類を整理しておくこととする。 (その他)
- 第7 この処理方法に定めの無いものについては、発注者と協議するものとする。

